

角田市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成29年3月24日

角田市監査委員 南部 信 一
角田市監査委員 湯 村 勇

(写)

角 監 第 59 号
平成29年3月22日

角田市長 大友 喜助 殿

角田市監査委員 南部 信一
角田市監査委員 湯村 勇

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

つきましては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を当職に通知願います。

記

1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」の監査）

2. 監査の対象

会計課、検査室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

3. 監査の期間

平成29年1月26日（木）から同年1月30日（月）まで

4. 監査の範囲

平成28年12月末日現在の平成28年度予算の財務、その他の事務執行及び平成27年度補助金等交付分。また、平成27年度予算の執行及び財務事務処理等であっても監査を必要としたもの。

5. 監査の方法

監査に当っては、あらかじめ調書及び関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか、及び関係法令等に則り合理的、効率的に執行されているかを主眼として、関係書類・帳簿等の検査・照合するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務事業は関係法令等に従いおおむね適正に執行されていると認めた。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する事項等については、その都度関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。